

有料職業紹介事業 手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u> 手数料負担者は 求人者(求人企業) とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の <u>50%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者(求人企業) とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>500,000 円</u> 活動 1 日あたり <u>50,000 円</u> 成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者(求人企業) とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者(求人企業) とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

【求人受付手数料】

求職者からの求職申込に際し、職種が(芸道家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル又はマネキン)の場合、求職受付手数料として 690 円(税込)を申し受けいたします。ただし、申込みが同一の月において複数回の場合でも最大 2 回分といたします。

【第 2 種特別加入保険料の徴収について】

求人者が雇用した介護作業従事者、家政婦(夫)に支払った賃金の 1000 分の 5.5(0.55%)を別途、求人者から徴収いたします。

【返戻金について】

紹介手数料の徴収後において、求人者に責任のない求職者の一方的都合によって退職した場合、下記の金額を返金いたします。

就職後

- | | | |
|-----------------|-------|------|
| ① 1 ヶ月未満 | 徴収金額の | 100% |
| ② 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満 | 徴収金額の | 50% |
| ③ 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満 | 徴収金額の | 30% |

許可番号

事業所の名称及び所在地 株式会社クロパス

福島県白河市三番町 8 番地 アネックス三番館 207 号